平成２３年（フ）第５１５号
鹿児島県鹿児島市平川町2881番地
債務者　迫　久仁彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５号
愛媛県今治市本町４丁目１番地の11
債務者　八百喜青果こと　横田　一郎
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目９番16号
債務者　栗山　紀生
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
岐阜県大垣市南若森町459番地
債務者　川瀬　和義
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
名古屋市西区新道２丁目７番15号
債務者　杉永　秀之
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８号
岐阜県土岐市駄知町1105番地の２、従前の住所愛知県瀬戸市陶原町６丁目２番地の５
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　恵太
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１７号
宮崎県西都市御舟町２丁目24番地　御舟アパート202号室
債務者　村上　二夫
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
千葉県木更津市請西東５丁目21番地11　レオパレス美咲ヶ丘Ｂ棟104号
債務者　森田　雄三
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信正
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２号
島根県雲南市加茂町大竹242番地10
債務者　荒木　重利
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番１―101号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手７丁目２番４―113号
債務者　嶺元　善和
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正廣
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４号
北海道深川市文光町15番22号
債務者　田村　智樹
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月18日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝1164番地の１
債務者　高橋　厚子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４号
山形県南陽市宮内3459番地の６、前住所山形県南陽市宮内938番地の３
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５号
山形県南陽市宮内3459番地の６、前住所山形県南陽市宮内938番地の３
債務者　鈴木　チヨ
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１３号
山形県南陽市宮内336番地の６　市営関口住宅Ｄ―９
債務者　石井　義広
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山形地方裁判所米沢支部